

4月1日から

水道料金が変わります

新料金表（1ヶ月）

口径 (mm) 径	基本料金		従量料金(1m ³ につき)			
	基本水量	金額	1~15m ³	16~30m ³	31~100m ³	101m ³ ~
13	8m ³	1,510円	190円			
20	8m ³	2,430円	(9m ³ ~)			
25		2,620円				
30		3,990円				
40		7,990円				
50	なし	14,250円	215円	235円	250円	
75		38,300円				
100		80,050円				
150		160,060円	190円			

※ 上記表により算出した金額に5%（消費税）が加算されます。

◆ 遷増料金の導入

従来までの均一従量料金制から、使用量の増加に伴って単価が上がる遷増算定方法になります。

◆ 経過措置

改定前から継続して使用している家庭の水道料金については、経過措置として改定後2回目の検針分から新料金が適用されます。

※ 詳しくは、山武郡市広域水道企業団（TEL 0475-55-7853）へお問い合わせ下さい。

山武郡市広域水道企業団では、給水区域のみなさんに清浄な水を低料金で、安定して供給することを基本方針に、経営の合理化、経費の節減などに努め、水道料金については、平成元年4月に改定して以来実質的な値上げを行わず据え置いてきました。しかしながら、平成7年度に行われた受水費（上水購入代金）の値上げによる負担増や補助金算定基準の見直し等による減収、老朽化した管の更新事業などにより、水道事業体としての経営が難しくなつてきております。

このようなことから、今年4月から財政健全化のために水道料金を改定することになりました。

新しい料金表は次のとおりです。

～“ゴミ燃し”等は法律で定められた焼却施設で～ 『野焼き』は厳禁です

焼却施設を使用せずに、木くずや紙くず、廃プラスチックなどの廃棄物をそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やすことを『野焼き』といい法律で禁止されています。

『野焼き』は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシンなどの有害物質の発生、煤煙による被害、火災の危険性があることなどから禁止されており、“ゴミ燃し”等をする場合は、法律に定められた焼却施設を用いて焼却することとされています。

- ◆ 廃棄物等に関する相談、「不法投棄」や「野焼き」の通報などは、保健所または県庁等へ
 - ・山武保健所 ☎ 0475-54-0611
 - ・千葉県環境部産業廃棄物課 ☎ 043-223-3801
 - ・横芝町住民課環境衛生係 ☎ 82-8815(直通)

